

讀史餘論

新井君美著

一一



新井君美著

讀史餘論

甲府書肆

溫故堂內藤藏

敘

天下活機也。其變豈有窮乎哉。虞夏商周之醇質忠文。變而爲七雄秦漢之權詐力爭。東漢吳蜀之節操義烈。變而爲魏晉六朝之浮辨虛誕。一治一亂。機變循環。以迄趙宋。宋朱明爲胡元。韃清所吞并焉。冠帶揖讓之國而

言史餘論
變乎侏儻。辨髮之域。其變亦幾
乎窮也。伏惟。

皇朝萬古同姓。百

王一統。非若夫羣雄諸賊。分裂奪
攘。而又屢爲夷匪所穢之比也。
雖然。在 我往古。禮樂征伐出
自

天子。中葉以還。變而出自霸府。守

介掾日變乎守護地頭。守護地
頭又變乎封建。封建之弊。遂至
乎列國雄峙矣。然則
皇朝古今天下之機變。亦豈小
小也哉。源君美嘗著讀史餘論。
分古今天下之大勢。爲
王室九變。霸府五變。蓋有不堪忠
慨義憤之意焉。逮吾

神君奉戴

王室置諸盤石之上。而俛斯民霑
二百年至隆文明之化。以及今
日不耳鼓鼙之聲。天下之機變
又有若是之美者。較之夫以冠
帶揖讓變乎侏儻辮髮者。其幸
不幸之異。不亦甚乎。嗚呼。天下
活機也。其變豈有窮乎哉。然而

不爲侏儻辮髮之人。而爲
皇朝化內之民。不生乎曩昔仍
變之際。而生乎今日至隆文明
之時。豈其非幸耶。豈其非幸耶。
閒者。先生裔孫述齋君出茲編
於祕笈。授裕校而刻之。遂書是
言爲讀史餘論敘。
安政龍集戊午正陽之月

西疇菽原裕公寬甫識



例言四則

一原本係先生外孫藤清盈所謄寫而裔孫述齋君
祕笈中書。而非先生原書也。先生原書迺中箱本
也。自跋曰。原書字細不明。亡息宜卿就平元成本
另傳寫焉。云爾。則先生生前既有二本。清盈本豈
又就宜卿本而謄寫者歟。一閱傳寫。脫誤即出故
今雖以清盈本為據。而旁搜善本。一一讐校而成
之。然又不妄改竄。異同若脫誤。逐條標諸欄外。恐
失其舊也。

一舊本欄外有評若註語。或累續疊出。或數十百葉
間。甚寥寥焉。先生所加歟。它人所增歟。未有確考。

姑存之以俟識者

一自跋曰。積累日久。遂成三小冊。一自總論迄南
 北分立。一自上古征伐出自天子迄後醍醐
 帝中興。一自尊氏奉北朝迄秀吉。凡成三冊者。
 是其定本也。今分之如左。非敢亂之。以卷冊重大
 也。改舊之罪。固所不宥。
 一國音予所弗曉也。然茲刻本為黃口設。則不可不
 為黃口計。於是乎人名地理職官器章音讀稍涉
 奇澁者。姑以予所曉注於字旁。覽者幸諒旃。

萩原裕識

讀史餘論總目

卷一

天下の大勢九變して武家の代となり武
 家此代又五變して當代ふたふ總論
 乃事
 幼主并攝政始付藤氏家學成建事
 關白并廢主始の事
 宇多醍醐村上三代攝關を置れさる事付
 管丞相の事
 冷泉以後八代の間攝家其人人權を專に

セラサシ事付 天子院號始の事
後三條院攝家乃權を抑まひ事

卷二

上皇御政務の事上

卷三

上皇御政務の事下

鎌倉殿分掌天下之權事

卷四

北條陪臣小て國命を執し事付

皇統分

是并攝家五流となる事

後醍醐復位の事

南北分立の事

卷五

上古征伐自天子出事

中古以来將帥任世官世族となり事

源頼朝父子三代の事上

卷六

源頼朝父子三代の事下

卷七

北條代代天下の權を司は事

卷八

後醍醐中興御政務の事

卷九

足利殿 北朝乃主伐建_ら此_一事

卷十

室町家代代將軍の事上

卷十一

室町家代代將軍の事中

卷十二

室町家代代將軍の事下

信長治世の事

秀吉天下の事

讀史餘論卷一

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○本朝天下の大勢九變して武家乃代と
なり。武家の代また五變して。當代小
たよふ總論の事

神皇正統記小光孝より上は一向上古也。
萬乃例を勘ふるも仁和より下は一向代申の
事。五十六代清和幼主より外祖良房攝政す。是外
戚專權の始。變基經外舅の親よりりて陽成を廢
し光孝を建しり。天下は權歸於藤氏よりり。

關白を置き、或は置さる代ありりと。藤氏乃權
 おのつゝ、ら日盛也。變六十三代冷泉より圓融
 花山、一條、三條、後一條、後朱雀、後冷泉、凡八代、百三
 年、の間は、外戚權を專にす。變三條、白河、兩朝を
 政出於天子。變堀河、鳥羽、崇徳、白河、六年、鳥
 十四、後白河、二條、六條、高倉安徳、後白河、三年、凡九代
 九十七年、の間に、政出於上皇。變後鳥羽、土御門、順
 徳三代、凡三十八年の間に、鎌倉殿、天下兵馬の權
 を分掌とらふ。變後堀河、四條、後嵯峨、後深草、龜山、
 後宇多、伏見、後二條、花園、後醍醐、光嚴、十二代、凡百
 十二年、の間に、北條陪臣より執國命。變後醍醐、重

祚天下朝家、小歸する事、纔小三年。變そのつゝ、天
 子蒙塵、尊氏光明を立て共主となりて、天下
 不かく武家を代となす。變九
 武家は、源頼朝幕府を開て、父子三代、天下兵馬の
 權、成司とせり。凡三十三年。變平義時承久の亂、後
 天下乃權を執る。其後七代、凡百十二年、高時、代
 小至て滅ぶ。變二。變此時、攝家將軍二、後醍醐中
 興、後、源尊氏、反して、天子蒙塵、尊氏光明院を北
 朝、正主となりて、みづから幕府を開く。子孫相繼
 て十二代、小たふ。凡二百廿八年。變三。變北の
 十四年、應仁亂、後百七年、の間に、天下大亂、實小
 七十七年、の間に、武威あるをく、なれと、東國を

皆鎌倉也。足利殿は末織田家勃興して將軍を廢
 屬とす。天子令天下と謀りしうと事未成して凡十
 不其臣光秀弒とらゆ。豊臣秀吉其故智を用ひ
 自ら關白とをなして天下の權伐恣ふとて。凡十
 五年四變そのくち終ふ。當代は世となる五變
 謹按。鎌倉殿天下の權伐をなす事は平清盛
 武功ふるふとて身を起し遂に外祖の親伐をて
 權勢を專らとす。清盛はくありし事
 をも上皇に政みさせ下は藤氏累代權を恣
 ふせしに働ひしふらさる也。されは王家の衰
 一始を文徳幼子をもてふれさふはれしふ

ふれりとは存をもも也。尊氏天下の權を恣ふせ
 らさるし事也。後醍醐中興に政正しうらは天下
 の武士武家の代伐をたひしふられる也。尊氏
 ふら下は朝家をたゞ虚器を擁とられしう
 して天下をまわしうく武家に代とるふりさふ
 あり

○本朝幼主并攝政始。付藤氏家學を建る
 事一變

文徳帝ハ仁明の太子也。母ハ左大臣藤冬嗣乃女。
冬嗣を鎌倉の五代孫也。五條后といふ。嘉祥三年三月仁明
 崩。四月文徳即位。即位するを五日ふあたるを清和

一本惟仁
下分註清
和天皇
御事七字

生る。母を右大臣藤良房の女染殿后是也。良房の冬嗣の
二男ありて文始文徳小三子あり長ハ惟高文徳即位時
徳の外舅七歳次ハ惟條二人共ト紀名虎の女に生る所也。
三ハ惟彦といふ。滋野貞主の女の生る所也。然る
小文徳第四子惟仁を太子とす。すふハ即位乃
年死十一月。惟仁生れて纔小九月也。おる例は
大納言源信を皇太子傳とす。信ハ帝の叔父○江談云。帝
有讓位於惟高之志。憚良房不果。或祈神又修秘法。
真濟為惟高祈焉。真雅為惟仁祈焉。按とると。此事
亦見于國史。たゞ一信諫止し也。齊衡三年十一月
帝新小殿を作。庭上りてみはら。天伐祭る事

あり。あま江談所謂祈神事歟。天安元年二月。右
大臣良房為太政大臣。大友高市押勝道帶劍をゆ
るさふ。あま源信ら諫らる。良房の心を慰む
るを免歟。その十一月弘法小僧大僧正。これ其弟子
真濟を請ふ。とといふ。たもふ。真濟をして惟
高の事を祈らる。故歟。其十二月。惟高元服。授
四品。明年八月。天皇崩。世二歳也。惟高十惟仁
九歳。踐祚。外祖良房攝政。實録を按惟仁
事言語不通と云。又良房攝政。帝倉卒有不豫之
異朝の例。堯乃時舜攝政。殷時伊尹保衡。周時周
公旦。漢時霍光。本朝の例。應神時神功后。推古

此時既戸齊明の時中大兄元明此時皇女淨足
姫尊正の御事也

貞觀六年正月帝元服良房還政攝政五年白河小閑居
了十三年二月帝御紫宸殿視政四月加良房食祿
賜隨身兵仗准三后始十四年九月良房薨年
六十九贈正一位封美濃公謚忠仁公攝政十三年
此後源融藤基經執政初閑院左大臣冬嗣歎
藤氏之衰子孫親族乃學を勸んこれに建勸學院
太學東西の曹司ありて菅江二家これ氏長者管
を掌るそ北南小ありて南曹といふ
領して興福寺及氏社の事を司ふ良房後此一
流小傳り掌る○西宮記小辨學院以元慶五年中

納言在原行平卿庶幾勸學院之例所建立也○江
次第小應和二年閏十二月源氏王卿大納言高明
以下申請當院學生准勸學院例○拾芥小淳和院
天長上皇離宮今西院或云橘太后宮○江次第小
學館院者橘氏諸兄公右大臣申立之
良房救源信事正統記小く大納言伴善男有
良房寵而欲任大臣志
○關白并廢立始の事二

貞觀十八年清和^{廿六}傳位於太子^{成陽}以外舅右大臣基經為攝政^{女陽成の母ハ長良の}元慶三年上皇薙染四年遷丹波水尾山^{二月崩一十一説小此}年十一月八日以基經為關白^{公卿補任ハ八年}二月四日基經廢陽成帝^{十七}源融^{社を難き}小藤原諸葛握劍曰誰違太政大臣之言といひ^ハ事決すといふ又古事談ふ^ハ此事の評定の時融左大臣望帝位之志ありて皇親をそとめ^ハ社を融ふも侍ハとあり^ハ小基經皇胤をりといふと^ハも^ハ多^クに賜姓^ハ人にて^ハは^ハら^ハれ^ハ人即位の例如何^ハやといひ^ハら^ハ融^ハ言^ハな^ハら^ハる

り^ハ見^ハゆ^ハら^ハく^テ基經相諸皇子建光孝帝^ハ仁明^{第三}の子時^ハ一品式部卿親王御年五十五歳也。古事談ふ基經親王^ハけ^ハらの許^ハへ^ハゆ^ハき^ハり^ハけ^ハる^ハ事^ハに^ハ體^ハを^ハ見^ハる^ハ小^ハ他の親王を^ハら^ハは^ハら^ハる^ハあ^ハり^ハて^ハ或^ハ袈束^ハ或^ハ圓坐^ハ取^テ奔走^ハせ^ハら^ハれ^ハ小^ハ小松帝の御許^ハふ^ハ参^ハら^ハれ^ハ小^ハ破^ハを^ハる^ハ簾^ハの内^ハ小^ハ縁^ハ破^ハる^ハ疊^ハふ^ハた^ハハ^ハり^ハま^ハり^ハて^ハそ^ハと^ハり^ハ二^ハ俣^ハと^ハ取^テ傾動の氣^ハふ^ハハ^ハり^ハま^ハり^ハさ^ハり^ハら^ハる^ハ此^ハ親^ハ王^ハ張^ハら^ハる^ハ帝^ハ位^ハに^ハハ^ハ即^ハ後^ハを^ハ免^ハと^テ御輿^ハを^ハら^ハせ^ハら^ハる^ハと^ハ云^ハこ^ハ三代實録^ハ小^ハ嘉祥二年渤海大使王文矩望見帝^ハ在^ハ諸親王^ハ中^ハ謂^ハ所^ハ親^ハ曰^ハ此^ハ公^ハ子^ハ有^ハ至^ハ貴^ハ之^ハ相^ハ其^ハ登^ハ天^ハ位^ハ必^ハ矣

○古事談小。帝在藩の日、多く町人の物を借り用ひたり。即位乃後、参内してせり申し、これ納殿物をえて返しあつて、うふと。○正統記、踐祚の始、攝政改りて、關白と云ふ。これ我朝關白乃始也。宣帝詔、萬機之政、猶關白於光の語、とる。按、とるに、此二月廿三日、即位、五月九日、勅令博士等、勘奏太政大臣有職掌否、并當大唐何官。源融奉教、令文章博士菅道真、善洲、永貞、大藏善行等、議六月五日、詔應奏應下之事、必先諮稟、朕將垂拱仰成云々。

廢立の事、四十六代孝謙上皇廢淡路帝、して重祚の後、此度を始と云ふ。又關白の事、ハ、帝やむと

成得さるに出さる歟、と博士等不議せり。められしとき、太政大臣職掌あつたらしと申さる。基經の權を抑むとの御事歟。又按する。不當代に老臣、ふりくく關白、或ハ内覽の臣、はしくふ歟、不審

○宇多醍醐、村上三代攝關を置れさる事
付管丞相の事

光孝在位三年而崩。五十八歳第三子宇多即位。母ハ桓仲野親王の女、班子女王と云也。仁和三年、八月廿六日、光孝大漸の日、基經等勸て立太子。十歳宇多踐祚の初、十一月廿一日、詔曰、萬機巨細皆關白於太政大臣。廿六

十訓抄云
藤佐世
言小
基經馬
をく
廣相
不ふ
しを
贈中納言

日基經上表辭。閏十一月。詔曰。社稷之臣。非朕之臣。宜以阿衡之任。為卿之任。四年二月廿二日。勅基經。准三后。賜年官年爵。如忠仁公故事。五月九日。基經上表曰。未知阿衡之任。如關白。何仍持疑久矣。伏聞左大臣。明經博士等。勅令中云。阿衡之任。可無典職者。以其可無典職。知阿衡為貴。以臣比擬。非所克堪。耶。勅曰。左大辨橘廣相。作詔曰。宜以阿衡之任。為卿之任。而尚持疑。不肯視事。天下之務。皆壅滯。於是使明經紀傳之士。勸申云。阿衡是殷世三公。官名三公。坐而論道。無所典職。然而朕本意。欲關白萬機。賴其輔導。廣相所草。已乖朕意。自今以後。輔行衆務。總百

ハ此事に
多かり
公時
を救ふ
諸儒
論
事あり
廣相
不見
三金
授け
也

官應奏之事。應下之事。必先諮稟。朕將垂拱。仰成寬平元年十一月。基經小乘腰輿。出入宮中。源融小乘輦。とを聽矣。三年正月。基經薨。五十一歲。贈正一位。封越前公。謚昭宣公。公卿補任小。元慶四年。關白。一年の間也。寬平二年。三月。傳位於醍醐帝。三帝在位十年。寬平九年七月三日。傳位於醍醐帝。三歲。母中納言上皇勅時平。管家。相並て行。藤高藤乃女。昌泰元年二月。時平左大臣。左大將。政言大將。如元管家右大臣。右大將。如元管家辭表不許。延喜元年正月廿五日。徙管家以源光為右大臣。三年二月廿五日。管家薨。四年立保明為太子。歲母時平女弟。子。九年四月。時平薨。九。贈正一位。太政大臣。十三年

三月源光薨九歲十四年七月忠平右大臣。延長元年三月。太子薨。諡文彦。二年。忠平左大臣。帝外舅藤定方右大臣。八年。九月廿二日。帝大漸。傳位於寬明。朱雀天皇廿九日崩。六歲在位。卅三年攝關。御事。朱雀ハ醍醐第十一子。按長子に。延喜小皇子廿人。明之早世。朱雀社村上子。太子克明。早世。二子保三人。基經の女乃所生なり。○大鏡小朱雀社下に。此みりと生れり。七降て。御格子を。乃ら。よろい。火をと。御帳の内。よて。三と。まて。お。奉ら。と。降ひ。北野に。を。申。せ。降て。ふ。く。あり。此みりと生れ。た。藤氏。に。榮。い。と。お。う。い。は。ま。は。ら。ま。

成明下
分註村上
天皇の御
事七字

い。み。り。と。生。れ。た。と。い。ふ。こ。と。は。三。歳。立。太。子。死。長。十。八。歳。踐。祚。忠。平。攝。政。了。承。平。六。年。六。月。南。海。賊。起。天。慶。二。年。十。一。月。平。將。門。反。三。年。二。月。將。門。伏。誅。四。年。六。月。南。海。賊。平。此。年。十。一。月。忠。平。還。政。為。關。白。九。年。讓。位。皇。太。子。成。明。遷。朱。雀。院。在。位。十。六。年。八。月。崩。三。十。歳。○。保。元。物。語。小。朱。雀。母。后。の。勸。り。て。讓。位。あ。り。と。後。悔。あ。り。て。重。祚。の。事。を。諸。神。に。祈。り。伊。勢。へ。ま。公。卿。勅。使。あ。り。て。村。上。ハ。醍。醐。第。十。四。子。天。慶。九。年。四。月。廿。八。日。即。位。一。天。曆。元。年。四。月。實。賴。左。大。臣。左。大。將。師。輔。右。大。臣。右。大。將。其。父。忠。平。關。白。太。政。大。臣。に。て。父。子。三。人。

三公、三年正月、忠平致仕、實賴師輔執政、八月、忠平薨、七十贈正一位、封信濃公、攝政、十一年、關、此後十九年間、攝關を置せず、白、九年、

謹按朱雀の初東南亂る、事延喜の政衰へ、上、外戚の權を專にさし、ふられる歟、又朱雀に男をくわし、ハ、同母弟を以て太子とせり、傳位、死、を、り、り、事、災、變、の、を、り、な、る、に、よ、れ、る、歟、

大鏡、宇多死下に、此帝のたぐ人ふなきまふはとをむねを、つらう、よくそ覺侍らば、又醍醐の下に、寛平九年、七月三日に、位、つ、つ、つ、を、ま、ふ、御、歲、十

下仁明恐
大徳之誤

三、やうて、こ、う、い、よ、る、死、た、と、く、よ、を、儀、ふ、御、う、う、り、奉、り、て、さ、し、出、お、ろ、し、ま、り、を、り、け、る、御、手、は、ら、ら、わ、き、と、人、の、申、す、は、正、と、に、や、と、云、く、大、和、物、語、ふ、宇、多、禪、位、の、ち、跡、を、滅、し、て、め、う、れ、ま、い、し、事、成、の、也、ら、れ、ま、る、橘、良、利、一、人、供、奉、せ、し、按

る、に、上、皇、崩、年、六、十、五、傳、位、の、日、三、十、一、歳、也、菅、家、名、是、善、の、子、也、仁、明、の、御、子、と、然、ら、ば、康、公、諱、ハ、道、真、儒、家、と、起、て、宇、多、の、時、ふ、ま、り、と、い、へ、る、也、小、登、庸、一、大、納、言、右、大、將、と、り、公、極、諫、直、言、の、事、多、事、の、續、古、事、談、寛、平、死、時、菅、公、諫、申、さ、し、事、漢、人、の、諫、を、奉、る、小、異、ふ、ら、し、ある、時、殺、生、禁、断、あり、

次と。君自ら鷹狩し終ひしを、今年を鳥獸何の
 謬あるを、忽ちこれを狩すふとあまざる。止り多し
 たり。をくしてやうに器量浅御覽し、これふや。
 纔ふ九箇年の間ふ、讃岐守より右大臣内覧まで
 小至り終り。一説し、宇多ひろくに管家をわい
 て傳位の事、議とらる。公諫て申し、くめらば。
 其後又此事を議せられし、ハ。急き其事ある
 一。時のひるハ他乃妨あるもの也とありし。され
 と延喜即位の日、管公ハ當今の忠臣也と上皇仰
 られしとありふ。此事不審正統記ふ、丁巳の年即位。戊
 午に改元。時平、管氏兩人上皇に勅をうめて輔佐

一申され、後小左右大臣に任して、共小萬機を
 内覧せらる。右相も年もきけ才も賢く
 て天下の望也。左相ハ譜代乃器也。これをもてら
 れか、ある時上皇の御在所朱雀院、小行幸。猶
 右相小まうせらる。一と云定ありて、既わい仰
 らひ、右相たくのうに申さまで止め。其
 事世小漏しけるにや。左相憤をふくみ、あゝ乃
 讒を下り、希て終ふ。たふけ奉りし事とく、浅
 まし、これ善相公清行朝臣を此事いまたさし、
 さす。ふ、う、治てさく、管氏小災をのり、終
 へさす。を申さると、沙汰なると、此事出来ふ。

北野縁起 小其比みうとの御身近く召はらうを社
まふ人人に源光卿藤定國卿菅根朝臣を誦む
小偽て勅宣と稱し申構一博士とて色々の珍
寶をあたくて眞衆を祭り皇城の八方小厭術の
雜寶茂埋まひたり一説延喜の弟齊世親王ハ公
の壻とれ此人を左てんとの事ありと讒さ
とそいふ延喜元年辛酉正月元日日蝕その廿五
日菅公左遷晦日夜上皇諫め降るむとて参らさ
降ひしと宮門小入れた菅根とて二月朔日
むふしく還御此日菅公都を出は齊世を出家也
此年十二月上皇造御室或云上皇築雙岡隔京師

云々三年二月廿五日公薨五十九歳九年時平薨十年
旱十三年右大臣源光薨十四年正月京師火六月
大水十六年三月大風雨十七年大旱廿二年旱延
長元年文彦太子薨復菅公官位七年洪水八年六
月廿六日雷震清凉殿大納言藤清貫右中辨平希
世等數輩震死帝遷常寧殿召僧尊意加持聖體九
月廿九日帝崩朱雀天慶四年八月僧道賢見菅公
於金峰賢改日蔵事出天慶五年七月西京七條
坊門女子文子とりし道賢上人冥途記小公託して右近馬場
小止る事見北野縁起村上天曆九年
三月十二日近江比良社稱宜神主良種子太郎九

とて七歳なるに神託して我至らむ所ふを松を
 生さくしとあり。良種右近馬場小行むひて朝
 日寺住僧等小相議を多ほとし。一夜小松數千
 本生して忽小林をなす。事見天滿天神託宣琉球
 記云。封王第十代王尚元の時小古米村の林氏太
 夫といふその常に

いづくも梅子あらばれと志心はく
 小外ををつれそ

といふ歌を吟して神を祭る。後入唐船の上使
 王。漳州梅花海まで船覆船中百工皆溺死。林氏ひ
 たり梅枝小取つて活し。他船小乗りて歸る遂

小天滿宮錢先師本恭靖いそく菅公外戚の
 氏の子弟はこれを讒し権を抑むとの志ありりハ藤
 なるを依りしと云く

○冷泉以後八代の間攝家の人々權を專

小せり此一事。天子院號始の事變三

冷泉院を村上第二子母を中宮安子右大臣師輔
 乃女也。天曆四年五月生れて七月立太子。中間按
 するに村上九男あり長を廣平親王藤原元方り
 冷泉圓融共小藤氏具平代明親王女所生為平を四男を
 社とを源高明の聲故立られと云く。この村
 上在位久しく。康保元年四月。中宮藤安子崩し。そ
 の妹登子をむらへて寵す。これを帝兄重明親王

の室也。中宮へ参らば、時小帝通をり。今は重明
 を薨し中宮も崩し、多ひくを迎入らば、
 うる朝政衰ふ。時小九康保四年五月小崩し終ふ。十
 二歳在位廿一年也。くして冷泉院踐祚月於凝華
 舎十八從舅左大臣實頼為關白。古事談ふ紫宸殿
 ふして即位あり。月大極殿して此事を行き、さ
 くらみくからん歟との事也。小野宮殿高
 名此事也と云く。江談續古事談等に帝抽神劔開
 神璽の事あり。大鏡小此帝に元方はもののけれ
 ば、ましてあさゆら糸と按る小村上長
 子廣平を元方の女は生免る所也。うれをさしを

さて帝代以て嗣とをらば、故より江談ふい
 く天慶征討使朝議欲以元方為大將軍。元方聞之
 曰。大將軍所言。一事以上。國家莫不致用。若致拜大
 將軍者。必請貞信公息一人為副。因茲寢此議。此一
 事を以て見るに、元方剛直の氣あり一人也。安和
 二年三月左馬助源滿仲武藏介藤善時告く。中務
 少輔源繁延ゆき反す。これ左大臣源高明延喜第十
 官の謀小て帝を廢し其婿為平を先帝即位を
 めむとぬ事也。つゝ太政大臣實頼右大臣師尹
 奏して高明を太宰權帥す小る。剃髪とめて出
 す。繁延僧蓮茂等を捕て窮問するに藤千晴郷

子與黨のうゝふて、これを捕て皆、流刑。高明の家をやく。或ハ滿仲ラ此と八月帝傳位於皇弟。在位三年。此後四十二年を経て。一此より以後、天子皆院號して謚なり。正統紀云、此帝より天皇の號を申さば、又宇多より後謚を奉らば、遺詔ありて國忌、山陵儀置祀さる事ハ君父乃賢道ありと、尊號儀と、知らば、事を臣子乃義ふあらん。神武以來此御號を皆後代此定なり。持統、元明より此らた、遜位或は出家の君も謚を奉り、天皇とのと申しめば、中古先賢此義ふ祀と、心儀得ぬ事にて侍る也。

圓融を冷泉同母弟、安和二年九月即位。歳一大鏡云、此みこと東宮ふたき、臨ふほと、いと聞ふく、いみじき事とて、我侍れ、是ハ皆人の志ろく、名一なる事ふれハ長くとく、先侍りぬ。按るるに、大鏡ふり、所を、為平を立次して圓融、後太子とし、又源高明を流せ、類儀さすなは、一、初村上その長子廣平儀すて、劇小冷泉乃生れ、三月ふみたさるを太子とせ、事尤あやまりたり、ふ、う、冷泉の狂疾あり、そのより太子とて、位を傳へらま、一、そあやむれるな、ふ、一、次、村上崩しての

ら。實賴為平をそくく圓融成太弟とせし事は、
為平帝の同母弟をそくとしと云。源高明の
女其妃をせむ。為平を傳位をらば高明の
多に藤氏の權を奪ふべしとおもひし故也。
高明終小罪をらせし。世人實賴の此舉を議
するその多き故のみつら疑懼の心ある
の故なるをそくく此事に村上始しあやま
りて實賴その何やう祭儀をそくく也。

實賴攝政隨身兵仗牛車内覽の宣旨あり。時小天
祿元年五月薨。七歳贈正一位封尾張公。謚清慎公。
關白攝政共帝の外舅右大臣伊尹攝政三年四月。

源高明歸京十一月太政大臣伊尹薨。九歳贈正一

位封參河公。謚謙德公。攝政三年伊尹弟無通内大臣小

任。中納言關白。天延二年二月貞元元年五月

宮殿災六月より至七月地震帝后在無通堀河第

后は兼通女。二年兼通奏以左大臣源兼明。高明為親王

任中務卿陽尊之奪其職十月兼通因病而讓關白

於從弟賴忠。實賴奏我弟兼家女受寵於冷泉上皇

而誕子。故有復帝位之志。請貶大納言為治部卿

復請處流死之刑。帝不許。これハ兼通三木任

兼通中納言の時兼家大納言を憤りて十
頼忠と相議して兼家を害せんとし心也。十
一月兼通薨。九歳封遠江公。謚忠義公。天元元年八

月、兼家女詮子を梅壺小入る。あまのうらやま、さき兼通
 の女中宮たる故小他家の女能入内をゆるさる。以
 去年兼通薨しつれ也。詮子やうて一條帝を生
 めり。四年七月、帝不豫、詔叡山慈惠聽輦車、為大僧
 正、行基以後、十月、還新宮、五年十一月十七日、宮殿
 災、遷堀河院、永觀元年、二月、命檢非違使捕京畿猥
 帶弓箭兵仗者、二年、帝傳位、於太子師貞花山院の
御事。帝
の姪也。帝時小廿
六歳。在位十五年
 花山は冷泉第一子、母ハ懷子、攝政伊尹乃女して、
 圓融受禪の日、小二歳して、太子に立川、永觀二年、
 八月、即位、十七歳、按、條帝ハ時小六歳也。一、賴忠為關白、此時
冷泉

圓融兄弟共小上、寛和元年、弘徽殿女御卒、藤為光
 皇よてまゝ、の女帝即位の後、關白賴忠女、為平親王女、大納言藤朝
 光、女三人をやりて、女御と云、又大納言藤為光の
 女恒子を弘徽殿小納て、寵を多と殊小甚し、
 一、小卒せし、ハ悲傷も又甚し、二年六月廿二日、
 貞觀殿北門より出て、花山寺小入て落飾、十九
歳在
 位二年、寛弘五年二月八
日崩す。四十一歳、正統記小栗田の關白、道
兼
 也、兼家の乃藏人、辨と聞えし、比、そ、あ、う、一、申て
第二子
 けり、と云、古事談小、弘徽殿女御薨さる、時、帝
御悲歎乃處町尻殿、關白也。世間無常法、文を記し
 て見せり、ひら勢、御出家、後、と、も、に、出

周四君の姉三君小通一々々法皇り此りや
通一々々と疑あり一々々也法皇取てい
こさ事ありりて伊周筑紫小流さ
は、こ此らの事ふりて觀ま帝の不徳を志
れ

一條を圓融院の長子母を梅壺女御即兼家の女
を、花山即位の日東宮ふ、五花山遜位乃日
兼家速小参内して東宮を位ま、七免て、七み
つうら攝政となふ、此時小頼忠關白を辭せ、六の
時冷泉を太上皇といひ、圓融、花山共小法皇とい
ふ、三上皇永延二年八月兼家の二條京極第成源
ある也

頼光獻駒三十四、永祚元年六月前關白頼忠薨十六
六封駿河公、謚廉義公、正暦元年正月帝元服、十五
月兼家因病薨、弟東三條大入道讓攝政於嫡子
道隆、以兼家為准三后、執政出家七月二日薨、六十
病中出家、故無謚、棄宅為寺、號法興院、攝家院號の
始、兼家攝政
年六

按、了に冷泉以後天子院號り、今兼家薨
て院號を稱る尤以て僭上といひは
十月梅壺皇太后為尼、號東三條院、皇后院號五年、
使源滿政、平惟時、源頼親、源頼信等、分捕群盜、百事
談小、頼信、八町尻殿家人也、常欲為其主殺中關白、

頼光止之曰。殺得不定。一。雖殺得汝主為關白不定。
 二。雖為關白。而事露。則事汝主不定。三。云々。長徳元
 年三月。道隆因病。薨。染。奏請其子伊周。為假關白。既
 而薨。一。四月。右大臣道兼為關白。五月八日。薨。十
 一日。道兼弟道長の左大將を關白とす。是女院乃
 心をわといふ。大鏡。小道兼花山。茂をう。た。乃。勢
 一。功。ふ。り。り。て。父の。ま。に。關白を讓。る。る。を。恨
 三。居喪。時。悲の體。なり。り。一。と見ゆ。正統記。小。を。
 道隆病あり。其子内大臣伊周。志。と。ら。く。相代り
 て。内覽。と。ら。れ。一。の。相續。して。關白。を。ま。一。と。存
 せ。ら。れ。一。小。道隆。ら。く。ま。せ。や。う。て。弟。道兼。な。ら。れ

ぬ。七日といひ。一。小。あ。く。ま。く。う。を。ら。れ。ぬ。又云。道
 長大納言。ま。て。た。ハ。セ。一。う。内覽の宣を。う。う。ふ。り
 て。右大臣。ま。て。り。一。う。れ。一。う。と。延喜天曆のむ。ら
 一。を。思。召。け。る。小。や。關白。ハ。や。め。ら。れ。た。云。正統記。小。
 長。ハ。一。條。お。時。一。關白。小。ハ。あ。ら。す。七月。道長。為。右
 續。世。継。小。を。關白。と。見。ゆ。大臣。朝。政。を。恣。ふ。道長。二年。正月。伊周。流。さ。る。伊周。を
 道隆の子。に。て。嫡流。を。れ。と。え。道長。小。超。ら。れ。一。茂
 恨み。且。又。花山。法皇。を。射。う。り。一。罪。を。う。り。て。道
 長。姉。の。女院。一。申。して。う。く。行。い。也。三年。伊周。歸。る。
 一。れ。を。伊周。妹。の。皇后。誕。皇子。故。也。長子。敦康。親。王
 也。八月。源滿仲。卒。一。十。長保元年。道長。女。彰。子。入。内。

藤壺の女御といふ。そのうち中宮定子崩し。彰子
 為中宮と申せしなり。寛弘五年伊周を准大臣
 賜封戸ふ。此儀儀同三司といふ。八年六月十三日。
 帝病傳位於東宮居貞三條院。廿二日崩三十一。在位
 廿五年。續古事談。帝寒夜に御衣を脱とら。此
 より。上東門院の仰あり。由見ゆ。古事談。源國
 盛越前守。小任と。時藤為時女房。小就て上表す。
 其辭。いよく。苦學寒夜。紅淚沾袖。除目春朝。蒼天
 在眼。帝覽之。不食而卧。涕泣。道長聽之。忽召國盛。上
 辭表。以為時任越前守。國盛家中涕泣。國盛自是鬱
 々。及秋任播磨守。遂卒。正統記。此御代。小ハさる

へ。上達部諸道。此家。顯密。僧。多て。を。去。り。此
 たる人多。うり。さ。此。を。帝。も。り。此。人。得。と。不。事
 ハ。延喜天曆。不。ま。ま。と。自。贊。と。終。ひ。多。る。林
 氏。の。説。小。無。明。親。王。乃。子。源。伊。陟。獻。菟。裘。賦。叙。云。君
 昏。臣。諛。無。處。干。懃。賦。云。扶。桑。豈。无。影。乎。浮。雲。掩。而。下
 昏。叢。蘭。豈。不。芳。乎。秋。風。吹。而。先。敗。帝。自。書。之。蔵。篋。筒。
 崩。後。道。長。見。之。破。棄。焉。古。事。談。不。は。帝。範。の。去。讒。篇
 の。叢。蘭。頗。茂。秋。風。敗。之。王。者。顯。明。讒。人。蔽。之。と。あ。り。
 ハ。さ。此。一。を。道。長。の。事。を。思。召。て。う。く。一。の。後。不
 と。ま。て。破。り。と。也。伊。陟。獻。賦。事。古。事。談。不
 三。條。々。冷。泉。第。二。の。子。母。々。無。家。此。女。也。一。條。即。位

へさ御夢といふと出来しそ

按るに左衛門督といふも粟田殿の第二子
兼隆也。此兼隆の長女敦明の弟敦平乃親王の
室と云ふは故小敦明をすうておろせしに
や。林氏ハ道長父子又按する小道長三條の子
をたてさるる彼帝在位時より君臣乃間隙
あまら故なき

二年正月元服。三月道長納女為女御帝の三年
三月道長薙染五入道殿といふ。十二月頼通辭
攝政為關白。四年道長造法成寺此社より御萬壽
元年三月京師多強盜。四年道長薨六十三代の間

恣權三十餘年。一條三條後一條并東宮共ふその
女婿也。長元元年六月上總介平忠常及四年四月
甲斐守頼信平之。九年四月帝崩九
後朱雀の一條第三子して。後一條の同母弟也。九
歳して東宮。廿八歳して受禪。外舅頼通關白と
り。長曆三年三月山門衆徒頼通小書を呈し。明尊
去年冬智證の門流也。非慈覺派不可任座主と
いふ。頼通不聽。山徒憤怒。伐頼通門柱。使平直方禦
之。死傷者多。長久元年九月神鏡やちり。在位九
年にして崩七。正統記小。天皇賢明なまると執柄恣
權と。故政迹聞えを無念ある事とや

内覧廿一年長徳二年より三
攝政四年後一條寛仁
關白四十九年寛仁元年
冷泉治暦四年迄

凡十二代百四十九年實頼以後八九代百九年
按そふ冷泉狂疾ありて遜位ふふおろて
同母弟圓融継位そのら冷泉圓融の子のハ
るく帝位ふはさたり後一條の後ハ圓融の皇
統のニ嗣位して冷泉の帝胤ハ絶たり
又按小野宮殿嗣絶一事藤原忠文の冤鬼ふよ
るうをいひ傳ふまこと村上の詔伐矯て為平
をりて圓融をきて冷泉の東宮とし西宮殿を

志ひて流刑して無辜の者多く罪ふ處し又冷
泉をちろして圓融をたてられの類姦邪の
人とりふを無通のよるきをうりし事前中
書王兼明の權をうそひ且るまの弟兼家と志
ひて冷泉圓融兄弟の間にあしくし三條をあ
やふめむとを類ふま又姦邪の人也道隆乃
嗣微なりも其子伊周隆家の不忠の罪ふよ
れふれましく町尻殿の嗣なき事花山院を
すうなるして其功を所りて父大入道殿
ふ根をふくみ居喪いすう悲傷乃色なき乃
類不忠不孝の人を天の報應あわらす

いふ庵

。後三條院攝家乃權を抑まひし事變^四
 帝之後朱雀第二乃子。母は陽明門院とて。三條乃
 皇女なり。續世継ふ。後朱雀寛徳二年。正月十六日。
 位を後冷泉小讓り終ふ時。病ふ。大納言能信關
 頼通の二宮尊仁をは僧ふなし。ふ歟と申す。帝
 弟也。此次乃東宮を多しと仰らふ。然らばるべく御
 定ある。しと申すに。帝東宮の定ハ遅らる。依
 り。關白頼通申とる。重て其沙汰ある。しと仰
 らる。能信さらは今日能中に仰出され。る。と
 しと申すと。にらる。て。即決定し。る。占事談ふ。帝

新帝後冷泉并小新東宮後三條院御事後三條院御事後三條院伐宇治殿頼通小
 被仰置の處春宮御事仰ら終し時々御返事申さ
 しめ終ひ。受は色あり。後冷泉小を男。齋
 申せし。按時小帝十二歳。て東宮ふ。能信
 人あり。を以て東宮大夫とす。同月十八日。後朱雀崩し。終
 へ。と東宮既小定れ。る。こまな。東宮ふある
 事廿五年。静小學終ふ。大江匡房御師範を。退居
 名出さ。續古事談。後三條院をのり。の學
 生と問ひ。小匡房思ひまうけし。やうに。佐國
 ちとやな。し。を。長方卿ハ聞て泣け
 り。正統記小。帝坊は時より頼通三代乃執政とて

讀史餘論

卷

三十五

五十餘年權を專ふ事或ありさう思召と
 ころして隙出来てあやふと思召との事あり
 即位の日于時帝三十五歳頼通關白を辭して宇治に退
 居其弟教通二條關白と事の外に威權なり帝
 詩歌に御製を多く世に傳ふるあり後冷泉の季
 世中あはれて民間に愁ありて帝四月即位あり
 にはあはれむさるる及いぬ世中ををりけ
 り始て記録所を置いて國々の衰をなをけたり
 延喜天曆以來より誠ふうこそ御事也此時
 了執柄の權抑はれて君みはら政成たり終ふ
 事に歸る古事談ふ大嘗會の時乃冕を應神の物

也後三條院の御頭ふえてたぐあもせ終ひを
 御自讚と云く續古事談ふ東宮御護刀壺切ハ昭
 宣公乃物也延喜儲君の時奉らる自是代代の東
 宮ふわころこは帝の時後冷泉よりまたさ終る
 後冷泉崩後もと免出に教通關白の時獻す立坊
 廿餘年さてやまき今ハ止られすと免と申し
 小神璽寶劔をうはらうりうと廿餘年過ると
 何う苦うらんとして止まひき其後程ふく二條
 内裏に火ふ焼て刀はうり残るる柄鞘を造
 て進られとふ也又云堀河左府頼通の弟三木の
 時前齋院をとまこ免て家ふたぐ後冷泉ハ宇治

殿小憚り多し。問降ハさり。帝ハ東宮ふれ
 そして殊外憤多し。あはき吾一人の妹よそ
 をさものをと仰られ。即位後追こめまふ。不詳
 延久此間名仕ハ終矣。白河の御時召出され。大
 納言とそなき社一也。又云。後冷泉の季過奢。上官
 の車外金物を用ふ。此帝の代始ハ幡行幸ハ鳳輦
 を停て見物。此車乃外金物をぬき。終り中
 の金物ハ御覽をす。らハぬる社を。故今に
 用ふる也。賀茂行幸の日。外金物車一輛もす。又
 云。此帝犬をくま。内裏のやを犬を取す
 て。蔵人ハ仰多社を。犬をふくはを。ふとして。

京より始て諸國少て殺す。聞召驚々終り。又殺さ
 る。續古事談ハ。帝東宮此時。天下の政をく。聞
 をさまひ。即位の後。少くの善政を行ふ。其中
 諸國重任此功とりふ。となく。停止をられ。ふ
 興福寺南圓堂を作り。に。國に重任を關白教通
 枉て申す事度。に。に。帝怒て攝政の重く。に
 そろ。事ハ。帝外祖。と。事。我を何と思
 く。と。揮鬚。て。仰。終。教通座を。して。出
 して。藤氏の上。達部。皆罷。て。春日大明神。に。御威
 を。今日。う。せ。果。ぬ。と。大音。に。い。ひ。を。是。氏。の。公
 卿一人を。殘。ら。を。退出す。帝。と。社。を。聞。召。て。關白并

小藤氏諸卿を召返さ終て南圓堂の成功をゆふ
 さる古事談小宇治殿平等院をうてら終て宇治
 邊多く寺領に打入ら帝のて恣ふさ事あ
 るや檢注すへとて官使を向らる賴通を
 聞て平等院門前小錦に平帳打て種々乃儲とを
 用意して官使をもつ官使恐れて不参向止ぬ續
 古事談續世継等小帝宸筆に宣旨を太神宮へ獻
 ら終んとて匡房御前にあま小讀さうせまふ
 其辭小我即位の後一事として僻事を次と以ふ
 ことを終つり匡房此御辭いづく侍らんと
 申け終る事の外小怒らぬ何事を思出しそく

はいふと問ふひきり實政小常陸介隆方と起
 させら終る事ハいふと申せ終るさ事あり
 こ思召出さる様うて色なをり終ひ讀まうて次
 宣命を持て内小入終ひき此事をこく帝東宮
 乃時春日使に東宮學士實政の向ひ小隆方
 ハ辨ふて下る和泉木津より實政まつ儲て渡ら
 んと七一船をたし妨て侍讀する者なふ急く
 そふといふ實政ハ東宮の學士也實政をりく此事
 を訴申すをやまら思召なり古事談小實政
 國守小拜し赴任の時東宮御餞別小州民繼為甘
 棠詠莫忘多年風月遊さすまらたふし空と
 政白河承暦四年三月末左大辨後三位應徳二年前

射よりといふとも。其狐正しく死なざるを見ずハ科不重と申す。其日の定文を隆綱執筆と雖有飲羽之名未見首丘之實と云ふも今を御覽して隆國の宰相中將茂過分ふたもひしをゆい僻事也なり。天照太神正八幡宮いづく思召けむと仰られて近侍茂ゆさされ今ハとて三男四位少將俊明茂つみせられんと思召れ時忽小内裏焼上。帝腰輿小駕して出んとし。終ふに雜人南庭小入て其隙なく。安坐しよふとなくてたぐせ終ふに。俊明頗遅参して其あまを茂見奉り。みはら弓を執て走廻り。雜人をうら退けりハ

安坐し終ふ。其時仰小今日俊明の力小よりて耻を見失。是運未盡の故也とて。三人皆近臣となりて肩を比する人なり。續世継小。此時帝南殿不出多ひし誰も参らぬ見知りぬ者すくやの小走廻て神鏡出。右近陣に御輿尋出して階小ゆやくのセ奉りたれを。たの終を誰とあまに。左少辨正家と申す。辨官ならは近く侍へとあり。正家。匡房一雙の博士なるに。匡房ハ朝夕小参り。正家を御覽しそ知らぬころ小。官茂具して名對申さたりふつ多ていとある心也。大極殿前朝小やけて十年を経し。小。即位後始

帝有剛明
之才而不
及天智

い。延久三年。八月。落成。四年十二月。讓位。在位四年白河。
延久五年。五月。崩。四十一古事談。賴通時。不出家。て
宇治。ふあり。帝崩を聞て。食をとり。わ箸をたて。
歎息。末代に賢主なり。本朝運成。れくて早く
以て崩御也といふ。あふ人夢ふ異國。みろみは
社。を直。むとて。此國をハ去り。終ふと見。
也。白河位。残つて。親政。し。多。事ハ。下に詳也。

讀史餘論卷一

讀史餘論卷二

筑後守從五位下源君美著

萩原裕校正

○上皇御政務之事五上

白河ハ。後三條第一子。母ハ中納言藤公成の女を
大納言能信養ふて。後三條東宮。此時。御息所。不
参らせ。り。白河十七。て東宮。ふ。り。廿歳
よて受禪。廿一歳。より政成。み。り。終ふ。關白
ハ教通。たり。承保元年二月。前關白賴通薨。三十二
年九月。關白教通薨。八十十月。左大臣師實を關白
と。續世。継ふ。此帝人の。は。り。され。とな。り。終ふ。

讀史餘論 卷二

とたやそく一終ハ次六條修理大夫顯季世覺の
 社とそ宰相うはふらそ御氣色こりし小そ社も
 主社らううへ此事也と仰らふ正統記小顯季は
院の御乳母の夫
 り又顯季中納言うかの關白なといひしそ弁ま
 なるむと思ふ小詩作らてそいうなるん四韻
 詩作るそのこそ弁まはる社と仰るまは驚て好
古事談小大政大臣藤伊通二條院小参ら七
こさ社一草紙一不作詩人至御相事始源顯信
不書消息人至御相事始藤俊忠と去るさ
社たり按はるよ二人の事堀河の時なり古事談
 小帝曰我是文王也不必以稽古大才謂文王我抽
 賞匡房非尊文道乎尊文道則謂文王也此時人才
 たほく出たり歌小は藤通俊顯季源俊頼詩小は

藤實政敦光詩歌小は匡房詩歌管絃小は源經信
 等あり後拾遺金葉集也此時撰ハま續本朝秀句
 も撰とせらぬ續世繼小御弓なとそ上手して
 小一は一けらるや池に鳥を射たましハ故院
 のむつらうせ終ひ一なく仰ら社をふ又此帝は
 御心をへそそくそやは一そそたそ一ま一ける
 小万を後三條院小似参らせ終へりわくて在位
 十四年まで堀河小位茂傳へ終ひ院中まで政を
 志ろ一免さ社廿四にて傳位政務五十保元物語
六年にて七十七の時崩
 小白河重祚心さ一ましくて出家ありしと
 法名をははりのを終ハは天武の例茂思召するに

や。重祚乃御志ぬかりなる。それうなつねに院
 中より御政務ある事。とく道理小むる心。王
 者の法よりをへり。正統記小孝謙脱履の後。廢
 帝ハ位小居終ふはつりとみえ。それと。たしな
 ら兵。嵯峨清和。宇多を譲てのつと終ふ。圓融
 乃御時をやうく。とらせ終ふとも有りにや。院乃
 御前より。攝政兼家承て源時仲茂三木よな。され
 一を。小野宮實資乃大臣は傾け申され。とまは
 上皇より。まを。主上幼き時は偏小執政の政也
 三。後三條踐祚時頼通即ら關白とやめて宇治
 小。そのり。弟教通關白た。と。其權をな。ま

して此御代。小は院より政をさうせ。終へる。執柄
 は。職も具りたるは。うまを。され。是ら。皇
 ぬ。まを。た。一變。お。小。や。執柄。世。代。行。ま。
 くと。宣旨。官符。より。て。こ。そ。天下。の。事。は。施行。せ。ら。終。
 して。此。御。時。より。皇。院。宣。廳。の。下。文。を。重。く。と。ら。終。
 によ。架。て。在。位。乃。君。又。位。小。そ。り。終。へ。る。は。り。り。
 也。世。の。末。を。ま。は。る。た。ふ。へ。ま。や。又。城。南。鳥
 羽。小。離。宮。を。た。て。土。木。の。功。大。く。起。る。昔。ハ。あり。位
 乃。君。は。朱雀。院。小。い。ま。は。こ。れ。を。後。院。と。も。冷。然。院
 と。い。ふ。此。帝。を。か。れ。所。より。は。り。て。白。河。より。ま
 後。ハ。鳥。羽。殿。代。以。て。御。座。の。本。所。と。定。免。ら。終。を

院中乃禮之是。うらま始まるなり。續世継小。後二
 條大臣師通こそおり位於帝の門。車をつるや
 うやとあると能たまひし。う社とくまふて後
 ハ。すこし息たきたつ侍人やハ侍し。正統記小
 此帝白河小法暎寺をうて。九重塔をも昔於御願
 寺小こえ。永保此後代こ小打たき。御願寺建ら
 せ。造寺熾盛の謗あま。造作した免諸國重任なり
 いぬ事多くなり。受領の功課を正し。らら封戸
 莊園多く寄られた。諸國に費となす。續らつて
 三條ハ五壇御條法も。國やそこなハ社ぬら
 んと仰らま。圓宗寺をもふらたく作りまハ。法
 勝寺を建ら終一年。二月。仁和寺御室性信を二

品小叙す。皇子僧となり。位茂賜ふと。おまふなり
まふ。性信と師明といぬ。三條の按ら多小帝
四子。大御室といふおまなり
 ハ男あり。六人ハ僧となす。中第三子覺行法
 親王と申と。ハ法親王の始也。續世に。後二
 條大臣師通出家乃後例をさう。をすされし小。
 内親王といふ事をお社を。法親王をふとの形か
 らむとて法親王小なされし也。又金泥一切経を
 う川さる。此事乃始也。又殺生を禁し。獵具を
 持し。そのも罪とらふ。殿上の臺盤を六齋日小。こ
 る事なり。古事談小。加藤大夫成家不拘。嚴制。鷹を
 仕し。聞えて。使廳し。仰てのそ。早速參洛。門前小

みつら鷹をそ束。下人二人も同じ。制禁數年小
 及ふ。小いり存して猶鷹を仕ふ。すてり朝敵
 小あらまやと也。申ていこく。宿小も今一二鷹は
 下人候いて相具七。其は刑部御殿相傳に家人
 なり。女御所供御料小。毎日鮮鳥をあてらま。關急
 あらは可處重科と也。源氏平氏に習。重科とは列
 首也。獵の道小。獲る日。獲ぬ日。もり。必定首
 を列ら。命惜とに如此と。中。さる。志。書
 の。は。可。追。放。仰。出。は。心。
 堀河院ハ白河第二子。第一敷文早世。三井頼豪の事あり母は右大
 臣源顯房乃女を關白師實の子としてまいら努

一也。八歳少て受禪。此日すの。嘉太子。應徳三年十一月也。師實攝政
 す。寛治四年小關白嘉保元年。其子師通關白。後二條殿
 と申在位廿一年。十九歳。て嘉應二年七月崩す。
 續古事談小。堀河院ハ末代に賢主也。天下乃雜務
 を殊小御心。入。臨。職。事。の。奏。を。申。文。代。御
 夜居に又細に御覽して。所。小。さ。み。紙。して。此
 事尋ぬ。一。此事重祿て問。手。書
 て次日職事に。一通り細小聞。召。た。小。あ
 り。か。た。小。重。子。て。御。覽。して。さ。ま。の。御。沙。汰。い
 と。や。む。事。な。も。也。了。へ。て。人。公。事。勤。る。程。を。や
 を。も。御。心。に。御。覽。し。定。め。け。る。也。追。讎。の。出。仕。小

按職事補
任勳解由
次官平時
範歎
寛治四年
六月五日
補承德二
年七月九
日
因幡

故障申さる公卿元旦小朝拜小参りたるを悉く
追入られ、はる夜まで所滞あらむもの、い
一夜の内小直依へま、偽れ事也と仰あり、白河
院を聞召て、さくとまきらるゝと仰らまき、あま
り此事也と思召けり、小や又ある時の逍遙小序
らく履よ人なり、大業蔵人國資無才のそのりて
人不許五位、蔵人時小之、残るるなり、其日帝人
連向を、所せ、然い、に國資も未向い、と仰け
れ、今日私の衰日也、憚ありと申、殿上於曆を
め、御覽も、に、已日なり、已日於衰日、いま
ふき事也、い、て君を欺く、連向い、ぬ程の、その

い、てか博士小成る、ま、と仰られけり、昔を無
才の博士を、あ、その也、なり、按、ま、小、御相の詩
い、ぬ、始、も、此朝の人也、又、每、才、の、博士、あ、又、云、あ
り、ま、て、本朝、の、文、運、此、時、ま、衰、へ、り、又、云、あ
る、人、柑、子、の、木、を、獻、し、さ、る、を、御、庭、小、う、ら、ま、く、
愛、し、ま、い、ち、れ、も、蔵、人、瀧、口、集、り、て、木、拈、さ、し、て、
家、を、伝、る、ま、お、な、つ、り、坊、門、左、大、辨、為、隆、と、れ、を、見
て、あ、れ、ハ、何、事、を、さ、る、事、や、あ、ま、ま、と、て、御、倉、を
小、舎、人、を、召、て、散、こ、ふ、こ、な、た、せ、し、は、木、程、な、く
枯、た、り、い、う、小、と、ま、仰、ら、ま、を、此、為、隆、白、河、院、小、事
目、殊、の、外、重、り、て、う、り、さ、り、小、思、召、さ、る、を、此、次、て
小、申、文、あ、り、う、り、さ、り、奏、し、て、む、と、思、ひ、ま、ら、す、顔
ぬ、こ、不、お、て、祭、主、大、中、臣、ま、言、申、請、天、裁、事、と、讀、け

讀史餘論 卷二 〇六

此ハ大神宮の訴うれとて還望しと也。帝歌をこの
 ふ。そ此を力ふのころ長奏としと也。源俊頼藤基
 み終ふ事ふらくて世ふ聞え一人ふ。源俊頼藤基
 俊周防内侍伊勢大輔をといふものあり。堀河百
 首又堀河院艶書合なといふも。此時此事也。帝又
 笛残ふうせまひ。野曲ふ長しと也。此時の事也。

按るに。此時ふ至て。文學漸く衰へたり。大江
 匡房中納言ふなき。此太宰帥ふ任せしと。此御
 時なましと。此を白河法皇の御心をくくしと。三奥

年の戦源義親の事あり

鳥羽ハ堀河第一の子。母は関院大納言實季の女
 たり。續古事談ハ堀河院皇子とそく出来臨ひし

らは。白河歎まひて鳥羽に御母后ハ入内也。懷妊
 の後。此母坊門尼上。賀茂ふとりて。男子と祈
 る。此時此夢ハ明神衣の袖に居臨ひて。その此
 きまひ。男子浅生屋。その巻たる物浅と此と何
 る。一を見て。驚て巻をゆくら此。ふ法よりそる
 龍あり。不此をとりて。つたそりて鳥羽院に獻せ
 り。の衣ハ御正體とて。四條坊門の別宮をはる
 の尼上は。此此。又女一人。参て女房ふ申て。い
 く。まらみふは王子也。免てをく木こ。まは屋
 し。右の御尻ふあざ。たハ。ま。へ。といぬ。實季
 出あしむとせし。に。彼女ハ。うと。ま。生此まひし

小誠、右近御所、小恙たゞし、あり、帝むす社
 て八月、よて立太子、五歳に、即位、右大臣藤忠實
 攝政、十一歳、よて元服、永久元年正月忠實關白、保安二年
 二月、忠實辭關白、四十四三月、忠通關白、廿五歳、在位
 十六年、よて讓位、廿一歳、政事を、白河の崩後、此帝の政務、廿
四年、五十四歳、よて崩す、白河を、は本院といひ、鳥羽を、は新院
 といふ、白河花宴、保安三年二月の閏鳥羽五十御賀、仁平二
七たゞし、いふ、此御時、事也、正統記、小、此帝の時、に
 袈束、ふくふり、鳥帽子、は額を、とり、ふ事も、出来
 ぬ、花園の有仁、大臣と仰合、され、續世繼、花園大
 臣乃傳、白河の第、三宮、輔仁、親王の、一男、此大將
源姓を賜ふ、白河の御養子と、り、

殿ハ、殊の外、小衣紋を、この、緒へり、袍ハ、長短ふ
 と、おま、うに、調へり、其道、小を、く、社給へり、昔は、奴
 袴中、ふみて、鳥帽子、を、こは、く、塗る、事、ふ、り、り、此
 比、ら、さ、い、い、鳥帽子、を、さら、免、る、鳥帽子、を、く、折、こ、の
 かり、て、侍る、白河院ハ、御袈束、に、参る、人、ひ、き、は、く
 ろ、い、し、を、は、さ、い、な、み、ま、い、よ、鳥羽院、此、大臣、こ、ま
 う、小沙汰、一、多、い、肩當、腰當、え、な、う、一、と、く、め、冠、を
 め、さ、ぬ、人、な、し、冠、鳥帽子、を、さ、る、雲、を、う、の、ら、を、社
 も、さ、ら、な、け、落、ぬ、く、一、衣紋、の、雜色、と、い、ひ、て、蔵人
 小、ふ、ま、一、え、此、御家、の、人、也、院中、より、政、事、に、臨、む
事、は、代、を、逐、て、下、に
 正統記、小、鳥羽院、の、御代、よ、り、諸國、に、武士、の

源平乃家小属す亦事をとむ一といふ制符
 事ありき源平久しく武を取て仕へ一のと
 事ある時は宣旨汝臨りて諸國の兵を召具し
 ける小近代と有りて頓て肩をいさやうら多
 くふり一に有りて此制符は下されき果して今
 迄乱世の基ふれ一いひらひを事に成ふけ
 り又白河鳥羽の御代の比より政道の古きすの
 たをうく衰ぬ詳ふハ武家の下
 崇徳院ハ鳥羽第一の子母は待賢門院也大納言
女と白河保安四年正月受禪五關白忠通攝政と
 養て入内六の時曾祖白河を本院といひ鳥羽を新院と

いひき大治三年待賢門院の御願とて圓勝寺を
 と川四年七月白河は法皇崩七七歳十此後を鳥羽上
 皇政を聴ふふ廿七白河世は七時ハ待賢門
 院寵ありて男女の子あまた生男五人白河崩後
 鳥羽憚る所なく前關白忠實ら女入内高陽院と
 いふ子は三木藤長實ら女を名て女御とす美福
 門院とりふ一時女院三人ある中に美福門院
 専寵とて鳥羽の政急る天承元年十二月故關白
 忠實上皇不謁去とれを白河と憚ありしや退
 居十二年とて始て出仕去既不致仕とせと此後
 政はあつり嫡子關白忠通と不和とて二子頼

長を愛する事甚し。時小頼長十二歳。長元元年。正
 月。忠實内覧の宣。三月。鳥羽上皇得長壽院を作り。
 三十三間堂を作り。平忠盛奉行。但馬國を治りて
 昇殿をゆるけり。此人白河の時。五年。五月。近衛生
美福門院。當今崇徳の養子となり。八月。立太
子。中間。保元の亂本。二月。六年。二月。忠實聽輦車。六月。
 准三后賜隨身兵仗。十月。雜染。六十歳。永治元年。鳥羽
 上皇雜染。三十歳。續世継。御年四十。ふたみ。み。せ
 臨ハと毛。年比の御本意も又は。一。み。乃。年。に
 て。年。比。ハ。御。隨。身。な。る。毛。止。臨。て。供。せ。は。せ。臨。り。臨。
 とも。寶。莊。嚴。院。作。ら。せ。ま。ふ。て。供。養。し。ま。ふ。に。兵。仗

う。く。ま。ら。き。臨。ふ。て。あ。つ。ら。く。太。上。天。皇。の
 御。ふ。ま。い。也。打。は。り。ま。八。幡。賀。茂。な。と。御。幸。あり
 て。三。月。十。日。そ。鳥。羽。殿。に。て。御。く。ら。た。ろ。き。を。臨。ふ。
 五。十。日。御。佛。事。と。て。と。け。を。臨。ふ。と。大。路。に。あ。ま
 く。犬。や。木。積。て。あり。く。車。牛。ふ。と。ま。て。養。を。ま。い。御
 堂。の。池。と。毛。の。い。を。に。も。庭。の。雀。鴉。ふ。と。か。ま。勢。臨
 ふ。山。と。寺。と。に。僧。ふ。ゆ。あ。む。御。布。施。な。り。ハ。い。ひ
 一。ら。あ。た。く。の。節。も。う。や。の。御。功。徳。ハ。常。の。御。い
 と。ふ。也。人。乃。奉。る。物。多。く。は。僧。の。布。施。し。ま。む。成
 今。る。た。ろ。き。ま。い。あ。り。何。も。た。の。御。所。共。く。ま。い
 ひ。一。ら。ぬ。綾。錦。唐。綾。唐。絹。様。と。乃。寶。物。所。ま。ふ。ま。

てそ置きて社々を御布施ふをせ給へ。来
 む世に御功德のつはかり侍らん。白河院ハ
 ハーまふ所きらくくはよの去ひて。只うち此
 見参とて紙や紙不書たる文に毎日不参らふ
 ハーに御厨子不取置せ給ふて。はらぬもの
 御あたり見ゆる物なり。ゆいて裁縫ぬ
 のふとは、御前に取出さば、事なきて。うた
 ふさ七さ勢給ふて。たぐ一所たハハハハ。近習
 此上下残とるく台法ひたさハハハ。其年
 十二月七日、讓位^{廿三} 續世継ふ。帝ふさ事と
 起さんの御志ハたさハハハ。世を心よ

しつせ給ハて。院の御は、なれを安さ事そ
 とせ給ハたハハハ。今東宮^{近衛}不位讓ら勢
 給ふ。其日辰時より上達部様ののほらさく
 集らふ。帝より鳥羽上皇不度く御使ありて。蔵人
 の中務少輔師能ハハハ。参り。又六位蔵人御書
 捧つて参る。日暮方ハ神璽寶劔ふと東
 宮に御前ハ上達部引つてきて渡り給ひ。此
 後不讚岐ハ口より崩保元物語ハ先帝ハ御
 恙をよきた給こぬふをハハハ。浅
 ましけき。古事談ハ待賢門院ハ白河院御猶子の
 義ふて入内也。うけ間法皇密通ハハハ。人皆ハ

を去る。崇徳院ハ白河御胤子と云く鳥羽院其
由を召て叔父子とそ中さしめ給ふ。こゝに小よ
了て大略不快ふくやまゝ免まふ鳥羽院最後ふ
を惟方時小廷尉位をめして汝をりそと思て仰ら
る也。閉眼のち御遺言の首候とてうけ廻り
入奉らる此とのなきぬ

近衛院ハ鳥羽第八子三歳とて即位。關白忠通攝
政了。此時鳥羽を一院とす。崇徳を新院といふ。
天養二年八月待賢門院崩。又安六年正月元服。
此月左大臣頼長女入内。實は徳大寺中納言藤
公能女。○皇后といふ
六月攝政忠通女入内。中帝中宮小を親く。皇后

小を疎りりしは忠通頼長兄弟に間彌不和。九
月忠通氏長者。十二月關白。仁平元年正月頼長隨
身兵仗氏長者。内覽の宣下。こ此父忠實申行ふ所
也。攝關ふらひ長者并小内覽
の宣こ此をこしめし久壽二年七月廿三
日崩。七在位十四年

後白河ハ鳥羽第四子崇徳同母弟也。廿九歳即位。
忠通關白より古事談小。八條院。近衛同母女弟
暲子内親王を
や女帝小を奉る。又二條院の今宮。後白
河の小宮
とて坐るをやつけ奉る。と沙汰ありを
るに法性寺殿通。今宮の後腹小御座をもをを
て。いって異議あふと議し。いして受禪

てとのゐるあり。保元元年七月二日鳥羽崩し
 て後、あま夜新院昔を以て今を思ふに、天智は舒
 明乃太子也、孝徳乃子多うりしと位ふつさる
 ひ、仁明ハ嵯峨第二子を終と、淳和ハ子茂さし、茂
 さて祚をふむ、花山ハ一條小さきたら、三條を後
 朱雀小さくむ、我先帝ハ太子に生きた帝位を辱く
 す、上皇の尊號ふつらふるへくる、重仁こそ位ふ
 はく、藤原小文にえあらは武ふもあらぬ、四宮に
 超らたて、父子共小愁と名つむ、然も大鳥羽にハ
 下を奪むとふ、乃憚らあると、いと仰ふは、頼
 長とて、保元とて、免申す、内裏ふ、此由聞え
 て兵をめす、源義朝、義康等ハ源氏ハ召小應す、鳥
 羽も此みた社あると、思召は、美福
 門院へ遺戒何して、内裏ふ、免さる、さ、武士乃姓
 名、茂記したる、重仁親王は故、刑部卿忠盛ハ養
 君とて、清盛ハ其乳母子とて、御遺戒にを
 ち、社を、美福門院の謀とて、故院御遺戒ふ任と
 て、参りしと、仰下さ、社に、清盛子弟引
 具して参りたり、新院ハ鳥羽の田中殿、白河
 の前齋院ハ御所へ御幸ありて、義朝の父為義、そ
 の子四郎左衛門尉頼賢、掃部助頼仲、賀茂六郎為

清盛その
 時ハ安藝
 守
 是は信西
 密謀と獻
 せしなる

長とて、保元とて、免申す、内裏ふ、此由聞え
 て兵をめす、源義朝、義康等ハ源氏ハ召小應す、鳥
 羽も此みた社あると、思召は、美福
 門院へ遺戒何して、内裏ふ、免さる、さ、武士乃姓
 名、茂記したる、重仁親王は故、刑部卿忠盛ハ養
 君とて、清盛ハ其乳母子とて、御遺戒にを
 ち、社を、美福門院の謀とて、故院御遺戒ふ任と
 て、参りしと、仰下さ、社に、清盛子弟引
 具して参りたり、新院ハ鳥羽の田中殿、白河
 の前齋院ハ御所へ御幸ありて、義朝の父為義、そ
 の子四郎左衛門尉頼賢、掃部助頼仲、賀茂六郎為

讀史餘論

卷三

十三

宗七郎為成鎮西八郎為朝九郎為仲等六人を具して參ふ。清盛叔父平右馬助忠政父子も參禮り。賴長も宇治より白河殿へ參らる。凡兵一千餘騎。これ北より参る。内裏へは關白忠通參内して賴長を流刑ふ申し行ぬ。これ謀及發覺乃事ある也。馳あけり。兵一千七百餘騎。新院齋院御所より北殿へ入り。兵より軍議乃時。為朝内裏をやく。應一と奏す。賴長不聽。内裏を高松殿より内狭し。とて。俄小東三條殿へ遷幸。よめら義朝をめて軍議あり。義朝奏していとく。清盛等をとめて内裏を護り。みつら兵をひきあて。夜討ふす。

信西之議
賴長と大
小異也

信西為清
盛之地

一と申す。新院へ参ると聞へ。多し。少納言入道奏す。臣家乃事猶くらし。況や武事を。一向義朝より。ひきたる。先んずる時。八人を制す。後小なる時。八人制せらる。といへ。今夜の發向尤也。清盛茂と。めま。そらん事。然るへ。らら。武士皆罷向ふ。早く免徒を討して。逆鱗をや。め。日比申所の昇殿。小なる。疑ふ。らら。といふ。義朝戦の場。小臨て。なん。餘命を存せん。只今昇殿して。死後の思出に仕る。一とて。を。階上。の。を。信西。こ。い。う。と。制。と。成。帝。御。入。興。あり。さ。白。河。殿。より。武。

者所親久をうて内裏をうくもめて敵來ると聞えしは為朝其謀行まざるを憤りてハ蔵人小なはる猶怒りて不拜十一日寅時ハハ軍始り夜明て義朝奏して火を放す事成奏す信西承てゆるさゆやうて火を放つ辰時新院頼長出奔北白河より頼長中流矢新院為義を召具し如意山小入て武士等を散しふ為義忠政三井寺にうたしゆく新院ハ知足院の傍の僧坊小入て難染忠實ハ新院に軍利をうて聞て橋を引き治南都へ出奔頼長も南都小たもむさ舌残喰切て死す新院そのち御室へ入るひしを

とり奉る十一日夜小入て忠通關白もとのとく氏長者たる子時にもうに勸賞あり安藝守清盛播磨守下野守義朝左馬權頭義朝むう左馬助たる今權頭たるむと面目小あらはとひひのけ頭小なる重仁ハ出家清盛をして為義をもとむ為義東國小赴きゆく忽小病て父子相失いて義朝許し來不忠政も清盛をかたし來れるを奏して父子五人を誅すこれ日比叔姪不快の上為義さしむ謀也とい為義をそとるしと勅ありしを義朝二度うて訴しを清盛すく小叔父とさゆ姪猶子といへり豈父小異ならむやと怒らせりへも鎌田次

郎政清をしてさうせたり。義朝第九人皆さうせ。
 為朝一人のうせたる。近江和田ふらたる。成
 九月二日ふいけとふ。湯屋ふかり違期の川を勇
 士たるゆへふ流刑。九月知足院入道相國忠實も
 頼長同意のふらして流罪の沙汰あり。ふ忠通
 訴し、ハその事なく、父子始て和睦せり。八月頼
子皆流る。為長雲州。廿三日院は讃岐へ流さる。
師長土州。教長常州。ハ年の後、長寛二年八月
六日崩す。四十六歳。此日清盛義朝合戦す。
 て。白赤旗さして武士洛中を東西寸。教使を以
 て両方成御さつ。はありふあといふ。その事
 の由を奏す。保元物語ふいとく。ずして今度の合

戦ハ前代未聞とす。ふや。主上。上皇御連枝也。關白
 左府も御兄弟。武士に大将為義。義朝父子也。此兵
 亂の源も。故院鳥羽后美福の御勸ふらして。不義
 此御受禪とせあり。故也。七月十九日。源平七十
 餘人誅とられ。中院左大臣政真大宮大納言伊
 通等議し申さる。嵯峨御時左兵衛督仲成誅せ
 らま。より以来。死罪をとりめら。ふらりて。
 一條の御時。内大臣伊周中納言隆家の花山院成
 射をり。罪既ふ斬刑ふあり。法家能輩申
 多れとも遠流も宥らふ。今あらう。死刑を行
 り。多ら。にあら。就中故院乃御中陰也。かた

信西不保
此其身正坐

なをたえらる一さよりを申さる。信西内の中ける
ハ、此議不可然。多くの兇徒、孤國、不王のちはか
ハ、此議んを定て兵亂の基を多く。非常之理ハ
人主專にせよと。いふ事有。重ねて僻事出来らば。
後悔なんそ益あらむと申々。是も皆斬らる。た皇
弘仁小仲成誅せら。神て。帝王廿六代年紀三百四
十七年た。うふ死刑を申行々。うそ。うたてた
社。就中義朝。小父をさ。ら。多。と。前代未聞の
義也。且は朝家の御あやまり。且も其身の不覺也。
孟子小舜天子たり。瞽瞍人をころを事あらんを。
皋陶とら。たらは。舜ハ。い。う。う。ふ。ふ。ふ。とい

真王政也
三代之後
所未聞

爾或作備

ふ。小。位。成。奔。て。父。を。負。て。去。る。處。と。あ。る。義。朝。實
ふ。と。す。け。む。と。思。も。む。や。な。ら。其。道。な。ら。ふ。へ。こ。
恩賞を終ふに申らふると。また。とい。我。身。を。す。け
るとも。い。う。て。是。伐。救。ハ。さ。ら。む。誠。小。義。小。を。む。事
る。故。小。や。無。雙。能。大。忠。セ。う。と。殊。な。る。勸。賞。も
ふ。く。け。つ。く。幾。程。も。あ。く。し。て。身。を。止。し。け。る。し。そ
淺。ま。し。と。れ。正。統。記。能。評。是。小。同。一。又。云。保。元。平。治
う。皇。此。う。た。天。下。み。た。終。て。武。用。さ。う。り。に。王。位。の
ろ。を。あ。り。ぬ。い。ま。と。泰。平。の。世。小。の。處。ら。さ。る。は。名
行。み。や。ふ。れ。そ。う。
按。す。小。白。河。の。義。女。小。私。一。の。妊。め。る。張

もて孫婦とし、その免すべし候侍てやうて天位
を嗣しむ。鳥羽また聚麀して多くの男女を生
ず。免するも其子なるの罪ありある。其母を寵し
て其子を小くみ、其子もまた艶妻を惑ひて幼
子をよら。崇徳また其假父をうらみ、同母に
弟をせめ。忠實大臣として故なく幼子と愛し、
頼長長を陵るんとし。忠通又その弟と氏長者
をあらそひ。清盛其叔父、従兄弟を斬て、義朝の
父と弟とを斬らむ。其をよかり、義朝又朝命を
辭し、ついで父と弟とを斬る。後白河其兄と何
らそひて、これを流し、その功臣等をして其父

子兄弟をきらしむ。いひつゝ、父父とらば子
子ならず、兄兄をきらば弟弟をきらば、夫夫とらず
夫婦とらば、君君たらば臣臣とらば、次と。北畠乃
准后、いと申る名教のやうに、一言以て蔽へり
といふ。一

頼長の忠實の愛子よく、信西小學ひたり。其兄忠
通、詩歌手迹よく、みなるをば、朝家の要事に
あらばとねも、一、五常を正し、ついで賞罰をお
り。政務をつとめて、善悪をすべし、けしき。時人
悪左府といひ、くをそ、れき、眞實は心りる、い、く、
舎人、平飼等乃道理をつとめて申はくる事を、元後

悔し陣まゝ公事の時外記官吏を以てさめられし
 小も過らぬを申披事急状を以て終極
 り、此れを辭すれども、一の上死急状を以下の臣下
 取傳ふ事家の面目ならぬやと仰々を、この信
 西といぬを、左大臣武智麻呂の遠孫にて、後白河
 上皇の御乳母紀伊二位の夫也、此人南家の儒流
 と稱し、儒業をばはくす、わささるを諸道兼學
 して、九流百家小至るまで當代無雙乃宏才博覽
 たり、ごゝる日向守通憲とて御前までなると
 なく召遣れし、ある時首さらせんとする相あ
 るを自ら相して、出家のいと傳申す時、日向入道

とらむれんはうたてし候少納言をゆるし
 らわと申せし、始ハゆふし終つるまで、或や
 うくふ申してゆるはま、出家して少納言入道信
 西此と事り鳥ふ、羽の、その出家死心つさし時、頼
 長いまる、日の時わ、うるまるに、院まてまて、參會しを、の
 社を出家の暇申して法師ふなるへし、それふ以
 たふし、死事一川あり、才智身に餘りぬる者は遂
 小不運なること、人死申て學文を懶くせんを悲し
 こと也、君を攝録の家小生れ前途頼あり、うふら次
 學文才智をさはめて、去るも人臣の位をさし免
 終ひ、をのれ故人のたことらむ邪執をうふむり

てたつと申々れをその顔をはくくとまをりて
 涙くも詞をなくてうなるさまひをを。後四年を
 經て、頼長のの時^四病をとふ事ありしに、卧ふら
 龜トと著莖と事^四成論せしに左府龜ト深トと
 て事の外不論しあがりて。入道遂ふまけぬ。さて
 入道。今は御才智既ふ朝ふあり終ひたり。御學
 文入庵ららす。善猶とさせ終ひ。一定御身に崇
 とならへしと申して退出せり。此事を自讚し
 日記よそをとりたり終ひ。保元物語ふ。弟子を見
 る事師ふをうんとりふ事あり。こも御學文をや
 め申をにあらし。才智ふほらまふ所をを誠し

め參らやなむ。ま川御心誠ふ心ありてうるは
 こと御心こそせの上は御學文しを然ら一者終何の
 まくて内外の鑽仰し一心のを免也

按を多に。此物語ふ評せし所は志の也。さ終と
 通憲^四かかくいひし所を志はあらし。ばしめ
 勧めし所は智をさ免終しとて見へし
 社徳を修め終しとをいとけり。ひとりの頼長
 の身成うしなひしをみふあらは。信西の終を
 なくせさるし。もや才智を以て學とせし。謬
 ふら終る歎

亂後帝後三條の例ふらまて記録所をきてみ川

のら政をさす。御乳母乃夫少納言入道を寵任して大内を造ら^{白河の後始}。洛中弒を掃さ^{て造ら}る。古に盛時あり^後。之り。在位三年して讓位^{十三}。二歳^{の事下小評}。後

二條院ハ後白河第一子。母は大炊御門贈太政大臣經實女也。保元三年八月受禪^{十六}。忠通辭關白。

其子基實為關白^{十六}。天下乃事^{以下平治物語}。後白河聽^さ。二

信西いよく任用せらる。平治元年十二月信賴

義朝の亂起^{保元亂後}。權中納言兼中宮權

大夫右衛門督藤信賴ハ中關白道隆の後ふり^{平を隔り}。父祖を諸國に受領を経て。老後從三位ふ至り

君相共小童幼古今未聞

と。然る小此人後白河上皇小寵任をさす。廿七歳して中納言右衛門督ふ^ふ。大將を望申を^ふ。上皇信西小議を^ふ。是は此事ゆ^ふ。く。さ。う。る。一。の。ら。次。君。に。御。政。を。司。召。を。以。て。先。と。叙。位。除。日。小。僻。事。出。來。ぬ。終。々。上。天。の。意。小。背。き。下。民。に。謗。を。う。け。て。世。の。亂。る。端。也。漢。家。本。朝。其。例。こ。れ。多。し。三。公。小。ハ。列。を。さ。す。も。大。將。を。經。さ。る。臣。の。こ。の。あ。ま。執。柄。に。息。英。才。に。輩。を。此。職。を。先。途。と。し。信。頼。な。と。の。身。強。以。て。大。將。を。け。ら。さ。は。い。よ。く。驕。を。さ。い。免。て。暴。逆。に。臣。と。な。る。天。の。た。め。に。あ。る。は。さ。れ。ん。と。い。り。て。不。便。は。思。召。さ。れ。は。ら。ん。と。諫。し。

こと。けふそと思召御色ふりりらハ。信西唐の
 安祿山の圖三卷をこりて獻せりと猶實
 おもと思召事なり。信賴こくと聞て常に所勞と
 稱し引おもして馬のり弓引。や足。力持をとい
 とく。小武藝を習ひ。信西戎滅さむためとを聞え
 し。信賴其子信親を清盛の婿ふして相謀らそ
 むと思ひ。彼ハ太宰大貳となき。大國あま
 た。孫ハ。義朝。を保元。其功大
 て賞の輕伐恨をまよとたもひ。日比懸ふら
 ひ。帝外戚新大納言経宗御乳母子別當惟方等
 おむつひ。正統記。清盛は信西の縁者と成

て事の外お召仕ハ。信西清盛を滅して世を恣
 おとんとり。此年十二月四日。平清盛其子左
 衛門佐重盛と熊野小詣。あつて義朝と相謀
 り。九日子時。小義朝五百騎を率ひ。信賴院御所へ
 参り。上皇を大内。一品乃御書所。とらへ。帝を
 黒戸の御所。をさまいらせ。三條殿。伐やき。信西
 ら。西洞院。宅をを。其子とも。關官。御
 方の兵。小除目。を行ふ。信賴は朝餉の。間。ありて
 不義平は母方の祖父三浦介。許。あり。朝
 さ。事。あ。聞て馳上。今日。除目。不
 あひ。勢。伐。安倍野。出む。清盛父

子をうらて後小孫多しとて辭す。信賴ゆさ
 次信西八九日午時、白虹貫日を見て、今夕御所
 小夜討入屋しとて、奏とんを免に院參とし
 御遊中ふて、子息等も御前ふあらしは、女
 房に申置家歸り、妻の二佐小子供りておらせ
 よといひ、郎等四人具して奈良へ奔らして、信樂
 の峯うて忠臣君に代るといふ事をたしひ出
 て、十日朝右衛門尉成景茂都小返し見せしに、舎
 人武澤の來ふ小あひて變をうて、入道ハ春日山
 乃奥へゆきしといひて引返しつくといふ。入道
 生をら穴小埋らふ。出雲前司光康五十騎うて

追のけか、月毛乃馬と武澤とりふ舎人を見つ
 きて、尋問てなす出すふ。以また息あふ首とりて、
 十四日小獄門よりく、正統記小信西、そ才學何を、
 心さしかりおれと、己の非を忘り未萌の禍を
 防くまての知分やうけさるむ。信賴の非をハ
 諫申々れと、我子とそハ顯職顯官ふ上り、近衛中
 將ふとふは、三木以上ふ上るそあま、かく
 て失ふしうは、是そ天道ふたりふ所あまとは疑
 なし。十日朝、波羅よりして、早馬切目、王
 子もて追付く。清盛まつ熊野ふ参らむやといふ
 を、重盛諫て引返す。兵具なりといへん。筑後守家

の字
下有
本有
二字

講義餘論

卷三

貞長櫛五十合より鎧五十、矢五十、腰竹の中より
 弓五十出しり、別當湛増廿騎を遣し、湯淺宗重
 廿騎よりきたる、り終こも百騎より返る、義平三
 千より安倍野ふりと聞て四國へ渡らんとい
 ふを、重盛諫る家貞と共し勸め、歸る其後信西
 の子とを流罪嫡子新宰相俊憲播磨中将成憲、
 言といふ、權右中辨貞憲美濃少將長憲信濃守西
 憲等あり、僧俗とも男子十二人、女子五人あり
 りを廿三日、内裏よりは六波羅よりくりとく
 さまく、六波羅よりて十日り日とみり廿六
 日に夜上皇ひりう仁和寺ふ奔る、藏人右少辨
 帝も六波羅よりる、經宗、惟方、信賴りと聞て

驚て六波羅を攻るととり廿七日清盛内裏
 ふをしり源氏兵をうらやふりて六波
 羅よりす、源頼政心かりり源氏利をくりて義
 朝東奔、信賴道ひて捨られ降参りてさらふ、上皇
 信賴の死刑を宥免られ人事を請ひまひりと
 叶ふ、義朝青墓より尾州野間へ下向、長田忠宗
 の家ふ入る、明る永曆元年正月三日ふ忠宗らと
 めふうたゆ、三歳三義平は父と議して山道より攻
 上るへりて飛驒山下りに多勢となゆ義朝
 うたれしと聞えて兵散る都ふ上り清盛をはら
 ひらあらはまし難波二郎經遠三百餘騎より旅

續史餘論

卷三

三

館をうこみしをうちやありて石山の邊ふりく
 社一茂難波三郎經房ら郎等捕てのほる首さら
 きたり。正月十八日の二月九日頼朝關東より捕
 たる池乃屈の請ふよりて豆州ふ流さ侍常盤ら
 腹三人を左すけら侍此功ふよりて清盛正三位
 小叙し。三木ふなと子息兄弟皆く國終はる信西
 の子十二人を召返さるべきふその事をし。これ
 らえとのとく召はらひさ社人よりは信頼同心能
 事天聴不達をむ事伐をそ社て經宗惟方を申し
 ともめし所也とそ。院は顯長の宿所不御座あり
 一の二月廿日比。仁和寺より出るとも三條殿
 やけて御所よりなるとも

ちありしは條堀河皇后清盛を召て主上幼
 大夫顯長の宿所ふりせし也。清盛を召て主上幼
 々社多し社ほとの御とからひある處しとえ覺
 え侍。按はる小御機敷を板張以てうちつけし也
 李輔國の明皇を西内小幽へし事のよくな
 り後ふ也經宗惟方ら志まきと思召ひましめ參
 らせよとありしは。名捕て參ら矣死刑ふはる
 まるしを忠通申しなためら社て流さ侍。正統記
 不りくて志し静まりしに。主上上皇御中あり
 くて。帝外舅大納言經宗御乳女子別當惟方等上
 皇の御意ふそむさ社を清盛不仰とて名捕へ
 ら社配所し遣さほる。ささり清盛天下の權伐
 恣しして程なく太政大臣ふ上り其子大臣大將

小なるも、刺兄弟左右に大将小並へり。天下の諸國
 半過るまで我領となり官位も多く一門家僕小
 ぶさけとて王室の權はらふ多死のよくになら
 ぬ。按をふ小。此年帝藤原多子茂名て后小たてら
 ぶ。此を近衛院に后なり。その美なる事を帝聞
 召てその父右大臣公能小教してめさふ。此事然
 る。のら夫と上皇をねほりや。群臣諫し。いと
 聴給はむ。二代の后といふこと此也。時小帝十八后
 廿三也。小あつらふ主上。上皇に間快ら。此
 事小らめて經宗。惟方罪せられし。平治物語のと
 くを是は信賴ら亂る主上の御旨也といひ。事

小や、まゝ信西の子息等流刑に事歟。平家物語二
 代后の下小。永曆應保に比らり。院乃
 近習者をハ内より御戒あり。内の近習者をハ院
 たり。いより。免らる。間。上下をこれおの。以て
 やま。い心そせ。夫。臨深淵履薄氷。いとく。主上
 上皇父子乃御間。何事。御隔ら。あふ。これと。思
 外の事共多うり。今。應保二年。富家。入道相國忠
 實薨。十。知。足。院の關白といふ是也。三年二月。前
 攝政忠通薨。十。法性寺殿と云。鳥羽より。當代。ま
 關白と。永萬元年三月。源為朝。豆州大嶋。り。鬼嶋
 小赴。といふ。六月。帝病ありて。讓位。七月。崩。三

在位七年

六條は二條乃子。母々大藏大輔紀兼盛女。受禪の時二歳。攝政ハ關白基實。後白河上皇政を聴多し。平家物語ハ一の宮ハ二歳。小なる七終ふを。太子小きて。ふしきと聞え。ふと。六月廿五日。俄ハ親王ヲ宣旨蒙らせ終ふ。頓ク其夜受禪有。ハ天下何となふあつて。さす也。本朝童帝此例を尋ぬ。ハ清和天皇九歳にて讓をうけ。七終ひ。外祖忠仁公幼主を扶持。ハ是ヲ攝政の始。ハ鳥羽院五歳。近衛院三歳。ハ進を。ハ社と申せ。ハ是ハ二歳。ハ終ひ。

憲仁下一
本分註高
倉院の御
事六字

不先例ナリ。物々。ハ仁安元年七月。基實薨。其弟左大臣基房攝政。十月。後白河上皇々の第三子憲仁親王。ハ東宮小なる。ハ社主上。叔父也。主上三歳。二年二月。平清盛為太政大臣。二條應保元年。中納言。六條。永萬元年。大納言。仁安元年。内大臣。そ終り。ハ大政大臣。從一位。隨身兵仗。賜り輦車を聴さる。時ハ五十歳。五月。辭表。八月。賜官符。以播磨肥前肥後之郡郷為功田。三年二月。上皇廢帝。以東宮為帝。ハ新院と。ハ五。在位三年。正統記ハ上皇世代。ハ務。ハ小。二條。ハ帝。ハ快。ハ御事。ハ故。ハつ。ハ讓國の事あり。ハ御元服。ハ。

十三歳にそ世代とやくはゆりくさ

按を多ふ上皇清盛を頼小擢任せうれ事は其愛子憲仁を立むとわもいひまひ故ふ其力を借らむくの御事ふく。此事鳥羽の崇徳代廢して近衛代立られしを猶僻事をふへし孫を立ふといふ事古は禮也。是一川叔父をして姪の太子小立られしと最逆也。是二つ鳥羽院の崇徳の我子小あらはるるに代をりまひ故ともいふへ。おまは正しく嫡孫也。とつそきて帝位をゆきまひを孽子と以てとまらるれ事是三川つちまた元服も

ふく廢せられしといふ事ハ古今に其例なき事歟

高倉は後白河第三子。母を贈左大臣平時信女。建春門院といふ。八歳して即位。基房攝政あり。後白河天下代知り終ふ事もとれし。正統記小清盛權代專小せし事は殊更此御代事也。按を多に清盛の妻平時子を建春門院の女兄也。故小平氏より勢代得し也。又建春門院は兄大納言平時忠を主上小を院小を平家小を皆親ありし故權柄を執れり。時人これを平關白といひ。此年十一月。清盛依病薙染。五十嘉應二年春。豆州狩野介

茂光の訴ふより、源為朝追討死院宣を下さし、
 四月、為朝の大嶋に宅を七む。為朝自殺。三十一十月
 平重盛第二子資盛、松殿攝政基房と乗合死事あり、
 承安元年正月、帝元服。清盛女徳子入内。女御
 とし、五十二二年二月、徳子中宮となす。十二月、基房攝
 政を辭して關白とれる。百鍊抄。嘉應二年、九月、上
 皇幸福原、為覽宋人也。承安元年、七月、清盛進羊五
 頭麝一頭、於上皇。三年、三月、宋人有貢相國入道可
 遣返牒之由被定仰。安元二年、七月、六條院崩。十三
 同月、建春門院崩。治承元年、乃春、後白河法皇別當
 新大納言藤成親、西光法師等と東山鹿苔小會し

て平家伐り、五月、乃末事覺れ、六月、清盛成
 親、西光等を捕へり。西光并其子加賀前司師高、其
 弟師經、残りて成親を流さ、其子成經、平康頼、後
 寛等事に坐せり、流さる。二年、十一月、安徳生、
 十二月、立東宮。三年、八月、平重盛薨。三十四十一月、清
 盛使宗盛圍法住寺、幽法皇於鳥羽離宮。流關白基
 房、于備前。太政大臣師長、于尾張。削按察大納言源
 資方等四十三人、官爵。以二位中將基通、任内大臣。
 為關白。廿歳、基實の壻。愚管抄。無文才、為執柄。自基
 通始。四年、二月、讓位於東宮。廿歳、在位十二年。正統記
 不、清盛惡行をのこす。主上ふりく歎

